

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 45 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和 4 年福島県人事委員会勧告に準ずる給与改定を行うため、 所要の改正をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】 福島県人事委員会勧告に準ずる改正</p> <p>① 特定任期付職員の期末手当支給割合の改定 (第 9 条) 令和 4 年 12 月支給の期末手当を 0.05 月分増額する。 また、令和 5 年度以降の支給割合については、0.05 月分増額 した割合 (3.25 月) を 6 月 (1.625 月) 及び 12 月 (1.625 月) 支給分 に均等に振り分ける</p> <p>② 一般任期付職員給料表の改定</p> <p>【施行期日】 公布の日 (給料表は令和 4 年 4 月 1 日適用、期末手当の算定基 礎額に乗ずる割合は令和 4 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 5 年 4 月 1 日施行) となります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 46 号								
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)										
案件名	埜町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について										
要 旨	<p>【提出理由】 改正地方公務員法が来年 4 月に施行されることに伴い、職員の定年に係る運用を国・県に準拠するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の定年を 65 歳とする。 ・ 定年は次のとおり段階的に引き上げる。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">① 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日</td> <td style="padding-left: 20px;">61 歳</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">② 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日</td> <td style="padding-left: 20px;">62 歳</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③ 令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日</td> <td style="padding-left: 20px;">63 歳</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④ 令和 11 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日</td> <td style="padding-left: 20px;">64 歳</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職の上限年齢を原則 60 歳とする。(役職定年制) ・ 再任用職員がなくなり、定年前再任用短時間勤務職員が新設される。 <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から施行します。</p>			① 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	61 歳	② 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	62 歳	③ 令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	63 歳	④ 令和 11 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日	64 歳
① 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日	61 歳										
② 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	62 歳										
③ 令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	63 歳										
④ 令和 11 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日	64 歳										
担当課	総務課										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 47 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例整備に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 改正地方公務員法の施行に伴い、職員の定年に係る運用等について、各種条例の所要の改正を行うものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>第 1 条 埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ※再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える。</p> <p>第 2 条 埴町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ※地方公務員法への定年前再任用短時間勤務職員の任用に係る条文の追加による変更</p> <p>第 3 条 職員の降給に関する条例 ※降給に役職定年制の場合を追加</p> <p>第 4 条 埴町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ※減給の基準日を追加</p> <p>第 5 条 埴町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ※埴町職員の定年等に関する条例の条文の追加</p> <p>第 6 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ※再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える。</p> <p>第 7 条 職員の育児休業等に関する条例 ※埴町職員の定年等に関する条例の条文の追加</p> <p>第 8 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 ※再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える。</p> <p>第 9 条 職員の特殊勤務手当に関する条例 ※再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ置き換える。</p> <p>第 10 条 埴町職員の再任用に関する条例の廃止 ※再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員へ置き換わり、埴町職員の定年等に関する条例に条文が追加されるため、本条例は廃止。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 48 号
提出時期	令和 4 年 12 月（定例会・臨時会）		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埧町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】 令和 4 年 12 月支給の期末手当を 0.05 月分増額する。 また、令和 5 年度以降の支給割合については、0.05 月分増額した割合(3.15 月)を 6 月(1.575 月)及び 12 月(1.575 月)支給分に均等に振り分ける。</p> <p>【施行期日】 公布の日（期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和 4 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 5 年 4 月 1 日施行）となります。</p>		
担当課	議会事務局（総務課）		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第49号
提出時期	令和4年12月（定例会・臨時会）		
案件名	町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を、県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】 令和4年12月支給の期末手当を0.05月分増額する。 また、令和5年度以降の支給割合については、0.05月分増額した割合(3.25月)を6月(1.625月)及び12月(1.625月)支給分に均等に振り分ける。</p> <p>【施行期日】 公布の日（期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和4年12月1日適用、支給割合は令和5年4月1日施行）となります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 50 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>(1) 令和 4 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、職員の給与改定を行うため、当該条例の所要の改正を行うものであります。</p> <p>(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を行うものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>(1) 福島県人事委員会勧告に準じる改正</p> <p>①給料表【増】(施行日：令和 4 年 4 月 1 日※遡及施行)</p> <p>②期末手当の支給割合【増】(施行日：令和 5 年 4 月 1 日 ※令和 4 年 12 月期は特例措置対応)</p> <p>令和 4 年 12 月期 1.175 月分→1.225 月分 (0.05 増) (再任用職員 0.65 月分→0.7 月分)</p> <p>令和 5 年 6 月期以降 1.175 月分→1.2 月分 (0.025 増) (再任用職員 0.65 月分→0.675 月分)</p> <p>③勤勉手当の支給割合【増】(施行日：令和 5 年 4 月 1 日 ※令和 4 年 12 月期は特例措置対応)</p> <p>令和 4 年 12 月期 0.95 月分→1.0 月分 (0.05 増) (再任用職員 0.475 月分据置)</p> <p>令和 5 年 6 月期以降 0.95 月分→0.975 月分 (0.025 増) (再任用職員 0.475 月分据置)</p> <p>④通勤手当【増】(施行日：令和 5 年 4 月 1 日) 条例では上限値のみの改正 60,700 円→67,900 円 ※通勤手当額は規則にて改正</p> <p>⑤宿日直手当【増】(施行日：令和 4 年 4 月 1 日※遡及施行) 5,000 円/日→5,500 円/日</p> <p>(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p> <p>①再任用職員がなくなり、定年前再任用短時間勤務職員が新設される。</p> <p>②60 歳以後の職員の給料の計算式の新設 60 歳超の職員の給与を現行給与の 7 割水準に引き下げる。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 51 号
提出時期	令和 4 年 12 月（定例会・臨時会）		
案件名	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税等の減免に係る財政支援が、令和 4 年度分まで延長されたことにより、適切な取り扱いが出来るよう提案するものであります。</p> <p>【具体的な内容】 ①東日本大震災による市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する令和 4 年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び令和 4 年度特別調整交付金の算定基準、並びに介護保険料の減免に対する令和 4 年度介護保険災害臨時特例補助金及び令和 4 年度特別調整交付金の算定基準に則した減免基準を整備するものです。 ②令和 5 年 3 月 31 日をもってこの条例を失効させる規程を追加するものです。 ※令和 5 年度以降に、財政支援が延長された場合、新たに減免規則を制定し対応いたします。</p> <p>【施行期日】 公布の日 （令和 4 年 4 月 1 日から適用する。）</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 52 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例整備に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）に地方公営企業法を適用するため、各種条例の所要の改正を行うものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>第 1 条 埴町職員定数条例 ※組織毎の職員の定数を変更する。</p> <p>第 2 条 埴町課設置条例 ※組織変更に伴い、生活環境課の分掌事務を削除する。</p> <p>第 3 条 埴町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 ※水道事業管理者を上下水道事業管理者に置き換える。</p> <p>第 4 条 埴町長期継続契約に関する条例 ※「規則で定める」という条文を「町長が定める」と置き換える。</p> <p>第 5 条 埴町農業集落排水事業排水処理条例</p> <p>第 6 条 埴町下水道条例</p> <p>第 7 条 埴町下水道事業受益者負担及び分担に関する条例</p> <p>第 8 条 埴町上水道事業給水条例</p> <p>第 9 条 埴町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 ※上・下水道事業に移行するための条文の整理と権限者を変更する。</p> <p>第 10 条 埴町上水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ※埴町上水道事業企業職員を埴町企業職員に置き換え、権限者を変更する。</p> <p>第 11 条 埴町上下水道委員会設置条例</p> <p>第 12 条 埴町上水道事業の剰余金の処分等に関する条例 ※上・下水道事業に移行するための条文の整理と権限者を変更する。</p> <p>第 13 条 埴町特別会計条例 ※廃止する。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 53 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】 埜町辺地総合整備計画の「湯岐辺地」の内容を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 ○湯岐辺地 令和 4 年度に実施する予定の事業「町道羽原谷地宝坂線舗装補修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業として執行するものです。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 54 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	工事請負変更契約の締結について		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、「工事請負契約の締結について」(令和 4 年議案第 30 号)として議決をいただいた道路改良工事の一部を、下記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 契約の目的 道路改良工事 (社会資本整備総合交付金事業) 一級町道 川上東河内線 (埴町大字常世中野字雨谷地内外)</p> <p>変更前工事請負金額 金 52,800,000 円 変更後工事請負金額 金 60,699,100 円 変更による工事請負金額増 金 7,899,100 円</p> <p>契約の相手方 福島県東白川郡 埴町大字埴字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷佳孝</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 55 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町一般会計補正予算 (第 5 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町一般会計補正予算 (第 5 号) を議会に提出し、議決を求めます。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で町税・地方譲与税・地方交付税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・財産収入・繰入金・諸収入・町債を、歳出で議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 91, 301 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7, 769, 294 千円とするものです。</p> <p>◎第 5 号補正の特徴</p> <p>○歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 (29, 735)、法人町民税 (33, 175) 及び固定資産税 (10, 863) の補正増 ・普通交付税 (166, 217) の確定による補正増 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (45, 916) 計上 ・財政調整基金繰入金 (△236, 102) の補正減 <p>○歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県人事委員会勧告に準拠した給与費等の補正 ・電気料金高騰による各施設等の光熱水費の補正増 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業 【子育て世帯給付事業、肥料高騰支援給付事業、飼料価格高騰支援給付事業、観光拠点施設燃料高騰支援給付事業、町内宿泊事業者エネルギー価格高騰対策支援事業、エール商品券交付事業 (既存事業への財源充当)】 		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 56 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で繰入金を、歳出で総務費・国民健康保険事業費納付金・基金積立金・諸支出金を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 625 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 962, 953 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 57 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で分担金及び負担金・繰入金・諸収入・国庫支出金・町債を、歳出で総務費・公債費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 21,950 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 215,104 千円とするものです。 なお、集落排水施設整備事業 61,940 千円について、繰越明許費の設定をいたします。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 58 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で分担金及び負担金・使用料及び手数料・繰入金・諸収入・国庫支出金を、歳出で総務費・事業費・公債費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 1,574 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 269,422 千円とするものです。 なお、終末処理場施設管理事業 18,429 千円について、繰越明許費の設定をいたします。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 59 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で保険料・国庫支出金・繰入金を、歳出で総務費・保険給付費・地域支援事業費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 1,200 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,211,057 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 60 号
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で繰越金・諸収入を、歳出で総務費・後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 171 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 119,729 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 61 号																																																																				
提出時期	令和 4 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)																																																																						
案件名	令和 4 年度 埴町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)																																																																						
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) 第 18 条第 3 項の規定により、令和 4 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 令和 4 年度埴町上水道事業会計予算の ・ 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">収 入</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>水道事業収益</td> <td style="text-align: right;">268,861</td> <td style="text-align: right;">△4,281</td> <td style="text-align: right;">264,580</td> </tr> <tr> <td> 第 1 項</td> <td> 営業収益</td> <td style="text-align: right;">105,172</td> <td style="text-align: right;">△900</td> <td style="text-align: right;">104,272</td> </tr> <tr> <td> 第 2 項</td> <td> 営業外収益</td> <td style="text-align: right;">163,688</td> <td style="text-align: right;">△3,381</td> <td style="text-align: right;">160,307</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">支 出</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>水道事業費用</td> <td style="text-align: right;">243,357</td> <td style="text-align: right;">2,104</td> <td style="text-align: right;">245,461</td> </tr> <tr> <td> 第 1 項</td> <td> 営業費用</td> <td style="text-align: right;">230,643</td> <td style="text-align: right;">2,104</td> <td style="text-align: right;">232,747</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 第 4 条の資本的支出の予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">支 出</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>資本的支出</td> <td style="text-align: right;">216,259</td> <td style="text-align: right;">△40,959</td> <td style="text-align: right;">175,300</td> </tr> <tr> <td> 第 1 項</td> <td> 建設改良費</td> <td style="text-align: right;">133,811</td> <td style="text-align: right;">△40,959</td> <td style="text-align: right;">92,852</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 第 7 条に定めた経費の金額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職員給与費</td> <td style="text-align: right;">35,344</td> <td style="text-align: right;">436</td> <td style="text-align: right;">35,780</td> </tr> </tbody> </table>			科 目		既決予定額	補正予定額	計	収 入					第 1 款	水道事業収益	268,861	△4,281	264,580	第 1 項	営業収益	105,172	△900	104,272	第 2 項	営業外収益	163,688	△3,381	160,307	支 出					第 1 款	水道事業費用	243,357	2,104	245,461	第 1 項	営業費用	230,643	2,104	232,747	科 目		既決予定額	補正予定額	計	支 出					第 1 款	資本的支出	216,259	△40,959	175,300	第 1 項	建設改良費	133,811	△40,959	92,852	科 目	既決予定額	補正予定額	計	(1) 職員給与費	35,344	436	35,780
	科 目		既決予定額	補正予定額	計																																																																		
	収 入																																																																						
	第 1 款	水道事業収益	268,861	△4,281	264,580																																																																		
	第 1 項	営業収益	105,172	△900	104,272																																																																		
	第 2 項	営業外収益	163,688	△3,381	160,307																																																																		
	支 出																																																																						
	第 1 款	水道事業費用	243,357	2,104	245,461																																																																		
	第 1 項	営業費用	230,643	2,104	232,747																																																																		
	科 目		既決予定額	補正予定額	計																																																																		
支 出																																																																							
第 1 款	資本的支出	216,259	△40,959	175,300																																																																			
第 1 項	建設改良費	133,811	△40,959	92,852																																																																			
科 目	既決予定額	補正予定額	計																																																																				
(1) 職員給与費	35,344	436	35,780																																																																				
<p>について、それぞれ補正するものであります。</p>																																																																							
担当課	生活環境課																																																																						